

茨城県精神障害者支援事業者協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、茨城県精神障害者支援事業者協会と称する。

2 本会の略称による標記は、「茨精支協」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長が指名した会員事業所に置く。

(目的)

第3条 本会は、茨城県に在住する精神障害者の日常生活を支援する事業者のネットワークの構築及びPRを行い、研修等職員のスキルアップを通じて会員施設の質の向上を目指し、また精神障害者の支援に係わる意見の集約及び情報の共有を行うことにより、精神障害者の利益を希求し、茨城県内の精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的に沿って次の事業を行う。

- (1) 会員事業所の管理者、施設長等、事業責任者の質の向上のための研修事業
- (2) 会員事業所の職員の質の向上のための研修事業
- (3) 会員事業者の交流事業
- (4) 会員事業者の広報活動に関する事業
- (5) 精神障害者福祉に係わる情報発信事業
- (6) 精神障害者福祉に係わる制度政策研究事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員種別)

第5条 会員は、法人単位とし、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同し、茨城県内において精神障害者福祉サービスを行う法人とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同した前項に定める法人以外の法人とする。

(入会)

第6条 会員は、入会申込書を提出し、会長の承認を得て入会とする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別表に定める入会金及び会費を支払うものとする。

2 入会金及び会費は、理由の如何にかかわらず返金しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、正当な理由により除名された場合及び会費の未納が数年にわたる場合は、

会員の資格を喪失する。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、指定の退会届を会長に提出しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を会計管理者、1人を事務局長とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、正会員の中から選出する。ただし、監事は、理事と兼ねることはできない。

2 会長は、理事の互選により定め、副会長、会計管理者及び事務局長は、理事の中から会長が指名する。

(役員の任務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、本会の業務を審議執行する。

4 会計管理者は、会計のすべてを管理する。

5 事務局長は、本会の事務を総括する。

6 監事は、会員への報告内容を監査する。

7 監事は、第16条に規定する理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、役員は、後任者が選任されるまでの間、その職に留まらなければならない。

4 役員は、任期中であっても、この会則に規定する事項に抵触するときは、解任することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事及び監事の選出
- (2) 会則及び経理規則の変更
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他本会の組織運営に係る重要事項

3 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合に開催することができる。

4 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。ただし、他の正会員を代理人として表決を委任した正会員は、出席したものとみなす。

5 総会の議長は、その都度出席正会員の中から選出する。

6 総会での議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第 16 条 理事会は、第 10 条第 1 項第 1 号に定める理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他運営に関し必要な事項

3 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

(専門部会及び専門委員会)

第 17 条 本会の目的遂行のため、理事会の議決により専門部会及び専門委員会を設置することができる。

第 5 章 会 計

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 19 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎年事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得たうえで、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 20 条 本会の事業報告及び決算は、毎年事業年度終了後会長が作成し、理事会の承認を得たうえで、総会の承認を得なければならない。

(会計帳簿の整備及び開示)

第 21 条 会計管理者は、茨城県精神障害者支援事業者協会経理規則（以下「経理規則」という。）に則り、適正な帳簿を作成のうえ出入金を管理し、正会員から開示の請求があったときは、速やかに正会員及び監事に開示しなければならない。

第 6 章 補 則

(解散)

第 22 条 本会の解散は、理事会の発議により、総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 解散した場合における残余財産は、経理規則に定めるところにより、速やかに処分しなければならない。

(会則の変更)

第 23 条 この会則は、理事会の発議により、総会において出席正会員の過半数の同意により変更することができる。

(事務局員)

第 24 条 事務局長の下に、理事会の承認を得て事務員を配置することができる。

(委任)

第 25 条 この会則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

付 則

この会則は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 2 月 22 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

この会則は、平成 25 年 11 月 14 日から施行する。